

沖縄県高等学校数学教育会 診断テスト委員会会則

- 1条 本委員会は「沖縄県高等学校数学教育会 診断テスト委員会」と称す。
 - 2条 本委員会の事務局は沖縄県高等学校数学教育会の会長が定めた高等学校におく。
 - 3条 本委員会は沖縄県高等学校数学教育会の一研究機関として組織し、県内の高校生の数学についての学力について調査・研究することを目的とする。
 - 4条 前条の目的を達成するために、本委員会は次の流れで数学診断テストを実施する。
 1. 作問
 2. 実施
 3. 採点
 4. 集計
 5. データ処理
 6. 分析
 - 5条 本委員会の経費は、高等学校数学教育会からの活動費、補助金及び診断テストの参加料の収入をもってこれに充てる。
 - 6条 本委員会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
 - 7条 この会則の施行についての細則は、高等学校数学教育会の代議員会において決定する。
- 付則 この会則は平成17年4月1日より施行する。